

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により一関市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和4年2月25日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ真柴店 一関市真柴字中田68番2の一部ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
- 3 一関市から聴取した意見の概要
 - (1) 出店予定地の前面道路はバス路線となっているため、工事期間中や混雑時等においては、誘導員の配置を行うなど、バスの運行を優先すること。
 - (2) 店舗付近に小学校及び中学校があるため、前面道路に渋滞が発生する場合には誘導員を配置する等、駐車場出入り口の歩行者の安全確保を図ること。
 - (3) 事業者の責任において廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の減量及びリサイクルについて日常的な取組を推進すること。
 - (4) 騒音の低減について、施設の改善や利用客への周知等により、対策に努めること。
 - (5) 自動車分担率を「指針による割合」又は「既存店舗実態の最大値」のいずれか大きい割合で算出すること。

備考 本公告に係る一関市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。